

保守点検と法定検査の違いを理解して

# 浄化槽検査を受けましょう

浄化槽は、業者が行う保守点検と法定検査の違いを理解して、検査を受けましょう。検査料金は浄化槽設置者の負担となります。

## 業者が行う保守点検

浄化槽管理者（使用者）は、浄化槽の機能を正常に保つために浄化槽の保守点検・清掃を行うことが義務付けられています。

保守点検・清掃は、浄化槽法に基づいた技術上の基準に従って行わなければならないため、浄化槽管理者（使用者）は専門の業者に委託して管理することになります。

別途委託料金が必要です。

## 【法第10条】

## 新設後の水質・使用開始検査

新たに設置した浄化槽の使用者は、知事が指定した検査機関（県環境検査センター）が行う水質・供用開始等の検査を受けなければなりません（浄化槽が正常に機能しているか等の確認を含む）。

## 【法第7条】

## 定期検査

浄化槽法では、「適正な使

用、保守点検、清掃が適正に行われているか」「きれいな水が放流されているか」を確認する定期検査が義務付けられています。検査は、知事が指定した検査機関（県環境検査センター）の検査員が事前に通じた日に訪問し、現場での検査と浄化槽の放流水を持ち帰って水質を調べる検査です。

## 【法第11条】

## ■問い合わせ先

（財）県環境検査センター  
 Tel 099・223・3185  
 県北薩地域振興局衛生環境課  
 Tel 0996・23・3165  
 役場水道課  
 Tel 0996・86・1111  
 内線2132



定期検査の様子

法定検査料金	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
7条検査（5～10人槽）	—	11,000円
11条検査（5～10人層）	4,000円	6,000円

## 町長動静 7月

- 1日 人事異動辞令交付式（長島町役場）
- 県漁業信用基金協会理事会（鹿児島市）
- 2日 県への陳情（県庁）
- 3日 南九州西回り自動車道建設促進期成会（出水市）
- 市町村社会基盤整備促進協議会理事会（鹿児島市）
- 4日 農業者年金受給者会総会（長島町開発総合センター）
- 景観協定団体認定証交付式（長島町役場）
- 6日 町消防操法大会（蔵之元）
- 7日 市町村関係団体各種総会（鹿児島市）
- 土木行政意見交換会（鹿児島市）
- 9日 農業農村整備事業陳情（熊本市）
- 10日 北薩摩観光連絡協議会（長島町開発総合センター）
- 北薩空港幹線道路期成会（さつま町）
- 11日 県国民健康保険団体連合会理事会（鹿児島市）
- 15日 県農地集団化推進協議会定期総会（鹿児島市）
- 16日～18日 女性の声を聴く101の会（町内3会場）
- 17日 認定農業者認定証交付式（指江庁舎）
- 北さつま漁協青壮年部総会（小浜）
- 22日 道の駅長島通常総会（道の駅長島）
- 県港湾協会総会（鹿児島市）
- 24日 第3回町水泳記録会（町民プール）
- 25日 出水地区社会基盤整備推進協議会総会（阿久根市）
- 町認定農業者連絡会総会（長島町開発総合センター）
- 出水地区医療問題協議会（出水市）
- 26日～27日 サマーフェスティバル（あづま海水浴場）
- 28日 県市町村行政推進協議会第1回委員会（鹿児島市）
- 町戦没者追悼式（長島町開発総合センター）
- 30日 県国民健康保険団体連合会総会（鹿児島市）
- 31日 県土地改良団体連合会理事会（鹿児島市）